

ネパールの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ネパール（英語名は「Nepal」）²は、南アジアに位置する連邦共和制国家である。北は中国のチベット自治区、東・南・西はインドと国境を接する。東西に細長い国土は、大きく分けて、ヒマラヤ山脈の南斜面とヒンドスタン平原から成る。ヒマラヤ山脈には、世界最高峰（8,848メートル）のエヴェレスト（ネパール語では「サガルマータ」、チベット語では「チョモランマ」）を始めとして 8,000メートル級の峰々が連なる。国土の面積は 14.7万平方キロメートルであり、日本の国土の面積の 4割弱である。2024年3月22日現在、ネパールの人口³は約 3,115万人となっており、増加傾向にある。首都はカトマンズ、通貨はネパール・ルピー（NPR）、公用語はネパール語である。ネパールは、100以上の民族がいる多民族国家である。宗教については、ヒンドゥー教が約 8割、仏教⁴が約 1割を占める。ネパールの国旗は 2つの三角形を一部重ね合わせたような形をしており、世界で唯一、四角形でない形をした国旗となっている⁵。

現在のネパールの地域では、1769年にシャー王朝が全土を統一したが、1814年から 1816年にかけてのグルカ戦争で英国に敗れ、領土割譲を余儀なくされた。1951年にインドの支援により王政復古を成し遂げた後は、憲法の停止、議会制の廃止等の政治的停滞がみられたが、1990年憲法により、ある程度の民主化が進んだ。1996年以降、ネパール統一共産党毛沢東主義派（マオイスト）が武力闘争を展開し、政府軍との間で内戦となっていたが、2006年に包括和平が成立した。2008年の選挙で毛沢東主義派が第 1党となり、王政が廃止され、連邦共和制に移行した。その後も紆余曲折を経て、2015年、遂に新憲法が公布された。

非同盟中立、近隣諸国との友好関係の維持を志向しているネパールは、インド及び中国

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 国名は、2008年8月4日以降は「ネパール連邦民主共和国」となっていたが、2020年12月14日、「ネパール」に変更された。

³ <https://www.worldometers.info/world-population/nepal-population/>

⁴ 仏教の開祖である仏陀（釈迦）は、ネパールのインド国境近くにあるルンビニという村で生まれたといわれている。

⁵ 本稿におけるネパールの概要については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2024年版』（二宮書店、2024年）225～226頁、②外務省ウェブページ「ネパール 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nepal/data.html>）等を参照した。

と良好な関係を保っている。

ネパールの主な伝統的産業は、農業と繊維産業であるが、天然ガスの埋蔵量が約 3,850 億立法メートルある。後発開発途上国たるネパールでは、慢性的な財政赤字と貿易赤字が続いている。観光業と海外出稼ぎ労働者からの送金が貴重な外貨獲得源となっているほか、外国からの援助に頼っている。

ネパールの法制度は、ヒンドゥーの伝統と、英国⁶のコモン・ローの両方に淵源を有する。ヒンドゥーの伝統は、「ムルキ・アイン (Muluki Ain)」（「国の法」）という法典にまとめられている。全 1,400 頁からなる 1 冊の書物である「ムルキ・アイン」は、1854 年に編纂されたものである。その内容は、当時存在していた、主にヒンドゥー教に関する全ての文献をまとめたものである。「ムルキ・アイン」は、民事、刑事、徴税、地主と百姓の関係、カースト間の紛争、婚姻、家族に関する規定を含んでいる。1854 年以来、ネパールの裁判所は、「ムルキ・アイン」の規定を適用していた。「ムルキ・アイン」の規定は、上位カーストを優遇し、下位カーストを厳格に取り扱うものであった。しかし、1963 年に改正された「ムルキ・アイン」は、カースト、宗教、性別による差別を禁止し、全ての宗教の信者に共通して適用される統一的な家族法を追加した。さらに、その後の改正では、インドから英国のコモン・ローの原則を取り込んだ⁷。160 年以上にわたってネパールで適用されてきた「ムルキ・アイン」は、2017 年に制定され 2018 年 8 月に施行された民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、量刑法により、取って代わられた。民法典は日本の JICA が、その他の法律は国連開発計画 (UNDP) が、ネパールの草案の作成への支援を行った⁸。

現在のネパールの法制度は、連邦・各州の制定法、判例及び慣習法から構成される。本稿は、基本的に、連邦法を対象とする。

II 憲法

1 総説

ネパールで初めて近代的な憲法が制定されたのは、1948 年である。その後、欽定憲法たる 1951 年憲法、立憲君主制に立脚した 1959 年憲法、古来の村落社会を基盤とするパンチャヤット制を採り入れた 1962 年憲法、人民主権に基づく 1990 年憲法、包括和平合意に伴う 2007 年暫定憲法が公布されてきた。その後、第 1 次制憲議会の成立、任期延長及び任期切れ、並びに第 2 次制憲議会の成立等の紆余曲折を経て、2015 年 9 月 20 日、遂に 2015 年憲法⁹が公布された¹⁰。

⁶ 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウエールズ」の法体系を指す。

⁷ Herbert M. Kritzer 編『Legal Systems of the World III』（ABC CLIO、2002 年）1110 頁。

⁸ 高橋邦夫著「アジアの社会と法 その現実と我が国の法整備支援」（『法学セミナー No.709』（日本評論社、2014 年）所収）38 頁。

⁹ ネパールの 2015 年憲法の英語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

2015年憲法は、その公布の後、2016年及び2020年に改正されている。条文数は308か条もあり、インド憲法の460か条には及ばないが、世界の中で条文数の多い憲法の一つであるといえよう。2015年憲法は、包摂民主主義を基本原則とし、さまざまな社会的弱者・少数者の保護に関する具体的な規定を多く置いている点に特色がある。また、連邦制を採用する2015年憲法の下、ネパールには7つの州が置かれ、各州に州政府と州議会がある。

全2015年憲法（附則を除く）の主な体系は、表1のとおりである。

表1：2015年憲法の体系（附則を除く）

前文	
第1編 序	第1条～第9条
第2編 市民権	第10条～第15条
第3編 基本的権利及び義務	第16条～第48条
第4編 国家の指導原則、政策及び義務	第49条～第55条
第5編 国家の構成及び国権の分配	第56条～第60条
第6編 大統領及び副大統領	第61条～第73条
第7編 連邦行政	第74条～第82条
第8編 連邦議会	第83条～第108条
第9編 連邦の立法手続	第109条～第114条
第10編 連邦の財政手続	第115条～第125条
第11編 司法	第126条～第156条
第12編 法務長官	第157条～第161条
第13編 州行政	第162条～第174条
第14編 州議会	第175条～第196条
第15編 州の立法手続	第197条～第202条
第16編 州の財政手続	第203条～第213条
第17編 地方行政	第214条～第220条
第18編 地方議会	第221条～第227条
第19編 地方の財政手続	第228条～第230条
第20編 連邦、州及び地方レベルの相互関係	第231条～第237条

<https://lawcommission.gov.np/en/wp-content/uploads/2021/01/Constitution-of-Nepal.pdf>

2015年憲法の日本語訳は見当たらない。なお、1990年憲法の日本語訳については、谷川昌幸著「ネパール」（萩野芳夫・畑博行・畑中和夫『アジア憲法集【第2版】』（明石書店、2007年）所収）535～582頁に掲載されている。

¹⁰ 2015年4月25日、ネパールの首都カトマンズから北西に約77キロメートルのゴルカ郡を震源地として、マグニチュード7.8の地震が発生した。これによりネパール各地で甚大な被害が発生した（死者は8,900人以上）。この大地震は、新憲法を早く成立させて震災復興に注力すべきであるとの国民世論を高める契機となったとの指摘もある。

第 21 編 職権濫用調査委員会	第 238 条～第 239 条
第 22 編 会計検査院長官	第 240 条～第 241 条
第 23 編 公職委員会	第 242 条～第 244 条
第 24 編 選挙委員会	第 245 条～第 247 条
第 25 編 国家人権委員会	第 248 条～第 249 条
第 26 編 国家自然資源・財政委員会	第 250 条～第 251 条
第 27 編 その他の委員会	第 252 条～第 265 条
第 28 編 国家安全保障に関する規定	第 266 条～第 268 条
第 29 編 政党に関する規定	第 269 条～第 272 条
第 30 編 緊急時の権限	第 273 条
第 31 編 憲法改正	第 274 条
第 32 編 雑則	第 275 条～第 294 条
第 33 編 経過規定	第 295 条～第 305 条
第 34 編 定義及び解釈	第 306 条
第 35 編 略称、施行及び廃止	第 307 条～第 308 条

2 統治機構

(1) 行政府

ネパールの国家元首は、大統領である。大統領は、内閣の助言と承認に基づいて、職権を行使する。大統領は、連邦議会議員と州議会議員で構成される選挙人団により、過半数の得票を得た者が選出される。過半数の得票を得た候補者がいない場合、得票数の上位 2 名による決選投票により、総得票数の 50% 超の得票を得た者が選出される。大統領の資格要件は、45 歳以上の連邦議会議員で、且つ、法による不適格要件が無いことである。大統領の任期は 5 年である。大統領を 2 期務めた者は、大統領に立候補する資格がない。

ネパールの行政権は、内閣に属する。大統領は、下院で過半数を占める政党の党首を首相に指名する。首相は、指名された日から 30 日以内に、下院による信任投票を得なければならない。大統領は、首相の助言に基づき、連邦議会議員の中から、首相を含めて最大 25 名の閣僚で構成される内閣を組織する。首相及び閣僚は、連邦議会に対し、連帯して責任を負う。

(2) 立法府

連邦制を採るネパールには、連邦議会と各州の議会がある。

連邦議会は、二院制が採られており、下院と上院で構成される。下院議員は 275 議席 (165 議席は各選挙区から 1 名ずつの小選挙区制、110 議席は全国区において政党に投票する比例代表制により選出)、上院議員は 59 議席 (そのうち 56 議席については、女性 3 名以上、ダリット (不可触民) 1 名以上、障害者又はマイノリティ 1 名以上を含み、また、残り 3 議席

については、内閣の助言により大統領から指名された女性 1 名以上を含まなければならない) である。連邦議会における各政党から選出される議員の総数の 3 分の 1 以上は、女性でなければならない。議員の資格要件は、下院議員は 25 歳以上、上院議員は 35 歳以上のネパール市民であること、道徳的に問題のある犯罪で有罪判決を受けていないこと、連邦法による不適格要件が無いこと、及び営利を目的とする役職についていないことである。

下院議員の任期は 5 年であるが、下院は解散される可能性がある。

上院は常設議会である。上院議員の任期は 6 年であり、2 年ごとに 3 分の 1 ずつ改選される。

通常法案は、上院及び下院で可決され、大統領による認証を受けることにより、法律として成立する。なお、租税の賦課、政府による借入等に関する金銭法案は、下院に先議権がある。

(3) 司法府

ネパールは連邦制国家であるが、司法権については、最高裁判所を頂点とする一元的な裁判所制度を有しており、三審制を採用している。最高裁判所はカトマンズに設置されており高等裁判所からの上告事件等を管轄するほか、違憲法令審査権を有する。高等裁判所は、各州に設置されている。さらに、民事・刑事事件等を扱う原則的な裁判所として、地方裁判所が設けられている。各裁判所は、連邦法に関する事件だけでなく、州法に関する事件についても管轄する権限を有する。

3 人権

人権に関しては、主に、「第 2 編 市民権」、「第 3 編 基本的権利及び義務」及び「第 4 編 国家の指導原則、政策及び義務」において、詳細に規定されている。ネパール憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

①死刑は廃止されている (16 条 2 項)。

②表現の自由、平和的集会の自由、結社の自由、移動の自由、職業の自由は、公共の秩序等のために法律によって課せられた合理的な制約の範囲内でのみ、保障される (17 条)。その他の多くの人権についても、「法律の留保」が付されている。

③出自、宗教、人種、カースト、部族、性別等に基づく差別の禁止、社会的・文化的後進階層及び指定カースト等へのアフターマティブ・アクションについて規定している (18 条等)。また、カースト等に基づく差別は禁止されている (24 条)。

④被害者の権利が明文規定で保障されている (21 条)。即ち、被害者は、自己が被害者となった事件の捜査及び手続についての情報を得る権利、並びに社会復及び補償を受ける権利を有する。

⑤予防拘禁について明文で規定されている (23 条)。即ち、ネパールの主権、領土保全又は公共秩序に対する差し迫った脅威が存在するという十分な根拠が無い限り、予防拘禁によ

り拘束されることはない。予防拘禁されている者（敵国の国民を除く）に関する情報は、その家族又は親族に通知されなければならない。

⑥他人を別の宗教に改宗させる行為及び他の宗教を脅かす行為は、処罰されるものと規定されている（26条3項）。

⑦飲料水及び食料に関する権利が明文で規定されている（35条、36条）。

⑧児童の権利について明文で詳細に規定されている（39条）。例えば、児童を、工場、鉱山、その他これに類する危険な業務に従事させること、児童婚の対象や誘拐・人質とすること、軍隊・警察・武装集団に徴用すること、虐待・搾取・拷問の対象とすること等は禁止される。

⑨ダリット（不可触民）の権利及びアファーマティブ・アクションについて明文で詳細に規定されている（40条）。

⑩憲法で規定された人権を保護するための最高裁判所・高等裁判所への提訴及び人身保護令状等の発布等について、明文で規定されている（133条、144条）。

⑪「国家人権委員会」が設置され、人権侵害事案の調査・勧告・監視等を行うことが規定されている（248条～249条）。その他、「国家女性委員会」（252条～254条）、「国家ダリット委員会」（255条～257条）、「国家インクルージョン委員会」（258条～260条）等の設置及び職権等についても規定されており、女性、ダリット、障害者等の人権保護が図られている。

⑫戦争・自然災害等の緊急事態における人権の停止等について明文で規定されている（273条）。

Ⅲ 民法

前述したとおり、ネパールでは、1854年以来、「ムルキ・アイン」という法典が施行されていた。これを近代的な法律に置き換えるため、日本のJICAが、ネパールの民法典草案の作成への支援を行った¹¹。そして、2017年、遂に、ネパールの民法典が制定された。ネパールの民法典は、南アジアで初めて制定された統一民法典である。民法典の内容の約6割は「ムルキ・アイン」の内容を引き継いでおり、約3割は過去に蓄積されたネパールの裁判例を成文化したものであり、約1割が他国の民法の内容を取り入れたものとなっている¹²。

「ムルキ・アイン」と民法典の内容の相違点について述べると、民法典では、婚姻・後見・保佐・養子縁組等の規定の整備、所有権・占有権の概念の明確化、不当利得・不法行為の制度の導入、国際私法の規定の整備等が図られたことが挙げられる¹³。

¹¹ 前掲「アジアの社会と法 その現実と我が国の法整備支援」38頁。

¹² 「【特別鼎談】アジアにおける民法典制定への国際協力——法整備支援への塾員の貢献」での長尾貴子氏の発言より。

https://www.mita-hyoron.keio.ac.jp/other/202103-4_2.html

¹³ 石崎明人著「新憲法の特徴と法の整備 一法の理念と運用のギャップ」（『現代ネパール

全 721 条からなる民法典の主な体系は、「第 1 部 序文」、「第 2 部 人」、「第 3 部 家族法」、「第 4 部 財産法」、「第 5 部 契約とその責任に関する規定」、「第 6 部 国際私法に関する規定」となっている¹⁴。

民法典草案の「第 3 部 家族法」においては、遺言についての規定が含まれていた（「第 11 章 遺言」）が、最終段階で削除された。これは、女性団体から、遺言が、男性優位に利用されることへの強い懸念が示されたためであった¹⁵。

民法典の「第 4 部 財産法」には、ネパールでは初めて、地役権・用益権の概念が導入された。また、信託、住居賃貸借、贈与、消費貸借についての規定も、（債務法ではなく、）財産法の中に入れられた¹⁶。

民法典の「第 5 部 契約とその責任」には、ネパールでは初めて、不当利得・不法行為の制度が導入された¹⁷。

IV 会社法

ネパールに投資する外国企業の多くは、連絡事務所、支店を開設するか、現地法人を設立することになる。連絡事務所及び支店は外国企業の一部であり、独立した法人格を有しない。これに対し、現地法人は、外国企業から独立した法人格を有するネパール法人である。

ネパールでは、従来、インドの 1956 年会社法を範とする会社法が制定されていたが、現行の会社法は、2006 年会社法¹⁸が 2017 年に一部改正されたものである¹⁹。会社法は連邦法であり、ネパール全土に適用される。一般的に、外国企業がネパールに現地法人を設立する場合、「有限責任会社」(Limited Liability Company) の形態が利用される。有限責任会社は、日本における株式会社に近いものであり、株主の責任は、会社の発行する株式に対する支払額（出資額）に限定される。有限責任会社にも、「非公開会社」（株主数は 1 名

を知るための 60 章』（明石書店、2020 年）所収）70 頁。

¹⁴ 民法典の主な内容については、下記ウェブページを参照されたい。

<https://www.moj.go.jp/content/001278991.pdf>

また、民法典の英語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<https://www.moljpa.gov.np/en/wp-content/uploads/2018/12/Civil-code.pdf>

¹⁵ 松尾弘著「ネパール民法典の成立と施行（その 2）」(『書齋の窓 No.667』(有斐閣、2020 年) 所収) 7～8 頁。

¹⁶ 前掲「ネパール民法典の成立と施行（その 2）」8 頁。

¹⁷ 前掲「ネパール民法典の成立と施行（その 2）」8 頁。

¹⁸ 2006 年会社法は、英語では、「THE COMPANIES ACT, 2063 (2006)」と表記される。2006 は西暦であるが、2063 はビクラム歴である。ビクラム歴 (Bikram Sambat, B.S.) とは、ネパールや北インドでよく利用される太陽歴の一種である。概ね、西暦よりもビクラム歴の方が 57 年多い (但し、若干のずれが生じることが少なくない)。

<https://admin.theiguide.org/Media/Documents/CompanyAct2006.pdf>

¹⁹ <https://pioneerlaw.com/amendment-to-companies-act/>

以上 101 名以下) と「公開会社」(株主数は 7 名以上) の 2 種類があるが、非公開会社の方がガバナンス及び情報開示に関する規制が比較的少ないため、実際には、将来の上場を見込んでいるような場合を除き、事業展開に柔軟に対応しやすく、かつ手続が比較的簡単な「非公開会社」が選択されることが多い。会社名の末尾に、非公開会社の場合は「private limited」、公開会社の場合は「limited」という文言を付しなければならない。会社法によると、非公開会社の場合、最低資本金の定めは無いが、公開会社の場合、資本金は 1,000 万 NPR 以上でなければならない(但し、実際には、非公開会社か公開会社かにかかわらず、2019 年外国投資・技術移転法に基づき、外国企業の最低投資額は 5,000 万 NPR 以上とされている)。取締役については、非公開会社の場合、11 名以下であればよいが、公開会社の場合、3 名以上 11 名以下であること(女性の株主がいる場合、1 名以上の女性の取締役がいること)が必要である。取締役は、自然人でなければならないが、国籍・居住地はネパールでなくてもよい。また、払込済み資本金 1,000 万 NPR 以上の公開会社は、「会社秘書役」(Company Secretary)の選任が必要である。これは、一定期間の実務経験を有すること等の要件を満たしたネパール市民になることができるものであり、取締役会及び株主総会の手続や文書の管理及び法令遵守等を職責とする。

V 民事訴訟法

前述したとおり、ネパールでは、1854 年以来、「ムルキ・アイン」という法典が施行されていた。これを近代的な法律に置き換えるため、国連開発計画 (UNDP) が、ネパールの民事訴訟法等の草案の作成への支援を行った²⁰。そして、2017 年、遂に、ネパールの民事訴訟法等が制定された。

ネパールでは、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所という通常の裁判所の他に、簡易手続裁判所、コマーシャル・ベンチ、労働裁判所等の専門審判所が設置されている²¹。

簡易手続裁判所 (Summary Proceedings Court) は、地方裁判所の下で運営される特別な種類の裁判所であり、一定の民事・刑事事件を迅速かつ簡便に取り扱う。簡易手続裁判所には、地方裁判所の裁判官の中から任命された 1 名以上の裁判官がおり、当事者や証人の便宜に応じて、管轄区域内のどの場所でも審理を行うことができる。

コマーシャル・ベンチ (Commercial Bench) は、高等裁判所の下で運営される特別な種類の審判廷であり、銀行、保険、知的財産その他の商事事件を取り扱う。コマーシャル・ベンチには、高等裁判所の裁判官の中から任命された 1 名以上の裁判官がおり、当事者や証人の便宜に応じて、管轄区域内のどの場所でも審理を行うことができる。

労働裁判所 (Labour Court) は、高等裁判所の下で運営される特別な種類の裁判所であ

²⁰ 前掲「アジアの社会と法 その現実と我が国の法整備支援」38 頁。

²¹

<https://nepaldivorce.com/blog/types-of-court-in-nepal#:~:text=Nepal%20is%20a%20country%20with,and%20recognized%20principles%20of%20justice.>

り、雇用、賃金、福利厚生、労働組合、団体交渉その他の労働紛争を取り扱う。労働裁判所には、退官した裁判官や上級弁護士の中から政府が任命した審判長 1 名と、使用者団体及び労働者団体の代表の中からそれぞれ政府が任命した審判員 2 名がいる。

VI 刑事法

前述したとおり、ネパールでは、1854 年以來、「ムルキ・アイン」という法典が施行されていた。これを近代的な法律に置き換えるため、国連開発計画（UNDP）が、ネパールの刑法・刑事訴訟法・量刑法等の草案の作成への支援を行った²²。そして、2017 年、遂に、ネパールの刑法・刑事訴訟法・量刑法等が制定された。「ムルキ・アイン」と刑法典の内容の相違点について述べると、刑法典では、チャウパディ（生理中又は出産時の女性を、屋外の小屋に隔離するという風習）の犯罪化、逮捕状・執行猶予・仮釈放・保護観察の制度の採用等が図られたことが挙げられる²³。

憲法では、他人を別の宗教に改宗させる等の行為は、処罰されるものと規定されている（26 条 3 項）。これを受けて、2017 年改正刑法は、他人を別の宗教に改宗させる等の行為を犯罪とした。他人を別の宗教に改宗させる行為をした者は、5 年以下の懲役及び 5 万ネパール・ルビー以下の罰金に処され、外国人の場合は、刑期終了後 7 日以内に国外強制退去しなければならないものとされる。上記の犯罪構成要件は極めて不明確であり、拡大解釈されやすく、ネパールで宗教の話をしただけでも、犯罪が成立するとされかねない。2017 年改正刑法の当該規定は、ネパールにおける既存の宗教（とくにヒンドゥー教）の現状維持の効果をもたらすものと思われ、実際に、近時、ネパールにおいて、キリスト教牧師が逮捕・訴追される事件が発生している。解釈・運用次第では、ネパールも批准している「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（International Covenant on Civil and Political Rights, ICCPR）に違反する可能性もあると指摘されている²⁴。

ネパールでは、「不処罰」（impunity）という伝統的な問題が残っているといわれている。例えば、1996 年以降、ネパール統一共産党毛沢東主義派（マオイスト）と政府軍との間で内戦となり、2006 年に包括和平合意が成立した。包括和平合意においては、内戦中に行われた人権侵害（政府軍・警察によるものと、マオイストによるものの両方が存在する）に対して、「真実・和解委員会」による対応が予定されていたが、2008 年の選挙でマオイストが第 1 党となって政権を握ったことから、政府軍・警察による人権侵害とマオイストによる人権侵害のいずれに対しても、処罰・責任追及があまり行われていない²⁵。

²² 前掲「アジアの社会と法 その現実と我が国の法整備支援」38 頁。

²³ 前掲「新憲法の特徴と法の整備 ―法の理念と運用のギャップ」70～71 頁。

²⁴ 谷川昌幸著「ネパール評論 キリスト教牧師に有罪判決(2)」

<https://nepalreview.wordpress.com/2021/12/31/211231/>

²⁵ 前掲「アジアの社会と法 その現実と我が国の法整備支援」36 頁。

Ⅶ おわりに

以上、ネパール法の概要を簡単に紹介したが、重要な貿易・投資の相手国であるネパールの法制度の概要を知ることは、日本企業にとって極めて重要である。ネパール法については、JICA等の支援が行われてきたことの関係から、他の外国法の場合と比べ、比較的多くの日本語の文献・解説等が公表されている。

ネパールは、長い紆余曲折を経て遂に実現した2015年憲法の下、2017年には、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、量刑法の制定も実現した。現在のネパールには、なおもダリット（不可触民）への差別や「不処罰」等の問題が山積しているが、その一方で、3,000万人以上の人口を擁し、若くて伸び盛りの国であるネパールは、今後の発展が期待されている。ネパール企業と貿易取引を行ない、又はネパールに現地法人を設立する日本企業も、今後は増加していくことが見込まれる。日本企業のネパールビジネスが増加するにしたいが、ネパールで法律問題に直面することもますます増えてくるであろうことから、今後、ネパールの法制度の動向については注視していく必要があると思われる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.52 No.4』（国際商事法研究所、2024年、原題は「世界の法制度〔南アジア・中央アジア編〕第5回 ネパール」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。